

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
共同通信ニュースサービス利用	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(社)共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	11,529,000	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため。	
時事通信ゼネラルニュース利用	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	8,442,000	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため。	
日経テレコン21利用料(基本料)	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日経メディアマーケティング(株) 東京都千代田区大手町1-9-5	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	4,347,000	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため。	
施設整備工事用複合単価作成業務	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年5月21日	(財)建築コスト管理システム研究所	本件複合単価作成に必要な積算システムを有する者が契約の相手方のみであり、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号)	7,991,550	本件複合単価作成に必要な積算システムを有する者が契約の相手方のみであり、競争を許さないため。	
放送受信料	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	放送法第32条の規定により、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、同協会とその放送の受信についての契約をしなければならないとされていることから、同協会と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	140,206,500	放送法第32条の規定により、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、同協会とその放送の受信についての契約をしなければならないため。	
通信衛星放送受信料	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)日本ケーブルテレビジョン 東京都渋谷区神宮前1-3-10	契約の相手方は、日本国内の通信衛星における米国ニュース専門局の独占放送権を保有している者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,780,000	法務省が求める通信衛星放送の供給が可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
建築工事発注者支援データベースシステム利用料	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	財団法人日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	本システムは、公共発注機関が工事を発注する際、より公正で客観的な企業選定ができるように支援することを目的として、共同で利用できるような実績情報のデータベースを整備し、建築工事に携わる全省庁にて利用しているものであるところ、契約の相手方は当該データベースに係る著作権等を有する者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,465,000	契約の相手方は、当該システムの著作権を有するものであり、競争を許さないため。	
リーガルデータベース利用料	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	ウエストロー・ジャパン(株) 東京都千代田区九段北4-1-7	当該データベースは、国内の法令・判例はもちろんのこと、諸外国の法令・判例等についても総合的に検索が可能であるオンラインサービスであるところ、当該データベースに係る著作権等を有する者は契約の相手方であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,288,600	契約の相手方は、当該データベースに係る著作権等を有する者であり、競争を許さないため。	
外国法律文献等検索用データベース利用料	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	レクシスネクシス(株) 東京都世田谷区太子堂4-1-1	当該データベースに係る著作権等を有する者が契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	4,536,000	当該データベースに係る著作権等を有する者が契約の相手方のみであり、競争を許さないため。	
検察地図システム利用料	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)ゼンリン 東京都千代田区西神田1-1-1	当該システムは、全国版住宅地図データベースを作成し、かつ、データを定期的に更新していることが必須条件とされているところ、契約の相手方のみが同条件を満たし、かつ、当該システムの著作権を有するものであり、競争を許さないため、随意契約を締結するものである。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第1号)	44,604,000	契約の相手方は、当該システムの著作権を有するものであり、競争を許さないため。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名: 法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
全国中学生人権作文コンテスト地方大会 入賞作品及び人権啓発広告の地方新聞 への掲載	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年7月31日	全国地方新聞社連合会 東京都港区東新橋1-2-15	契約の相手方は、「全国中学生人権作文コンテスト」の地方大 会入賞作品を地方新聞52紙に特集記事として掲載することを 企画しており、これと同一紙面に本件人権啓発広告を掲載す ることが人権啓発効果を発揮するため必要であることから、本 件業務を遂行可能なものは契約の相手方のみであるため(会 計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第1号)	39,400,908	契約の相手方は、「全国中学生人権作文コンテスト」の地 方大会入賞作品を地方新聞52紙に特集記事として掲載 することを企画しており、これと同一紙面に本件人権啓発 広告を掲載することが人権啓発効果を発揮するため必要 であることから、本件業務を遂行可能なものは契約の相手 方のみであるため	
有線テレビ放送受信料	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	(株)ジェイコム東京 東京都練馬区高野台5-2 2-1	会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号	1,289,484	法務省が求める有線テレビ放送の供給が可能な者は契約 の相手方のみであり、競争を許さないため。	
官報公告掲載	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	官報への公告等掲載業務は、独立行政法人国立印刷局のみ が行う業務であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条 の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	19,191,900	官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	単価契約
再入国許可書(印字用)印刷	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年5月19日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号 同許可書は、無国籍者や未承認国人であることなどの理由に より旅券を取得できない者に対して交付し、渡航の便宜を図る ものであるところ、適正な出入国管理の観点からも偽変造対 策を施した印刷を使用しているものであって、同情報は不開示 情報である。契約の相手方は、当該偽変造防止対策に係る印 刷技術に関する技術を開発・構築した技術特許を有する者で あるため、随意契約とせざるを得ない。	6,710,000	同許可書は、無国籍者や未承認国人であることなどの理 由により旅券を取得できない者に対して交付し、渡航の便 宜を図るものであるところ、適正な出入国管理の観点から も偽変造対策を施した印刷を使用しているものであって、 同情報は不開示情報である。契約の相手方は、当該偽変 造防止対策に係る印刷技術に関する技術を開発・構築し た技術特許を有する者であるため、随意契約とせざるを得 ない。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
上陸許可証印等シール印刷	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年7月31日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第13条第1項第1号 同許可証印等シールは、本邦へ入国・在留する外国人の在留 資格・期間を明らかにするものである。同シールには、許可内 容及び二次元バーコードを印刷しており、シールの真偽が確 実に判別される必要があるため、様々な偽変造対策を施した 印刷技術を採用の上で印刷を行っており、同技術情報は開示 することのできない情報である。なお、契約の相手方は、当該 技術を開発・構築した技術特許を有する者であるため、随意 契約とせざるを得ない。	87,025,288	同許可証印等シールは、本邦へ入国・在留する外国人の 在留資格・期間を明らかにするものである。同シールに は、許可内容及び二次元バーコードを印刷しており、シー ルの真偽が確実に判別される必要があるため、様々な偽 変造対策を施した印刷技術を採用の上で印刷を行っており、 同技術情報は開示することのできない情報である。な お、契約の相手方は、当該技術を開発・構築した技術特許 を有する者であるため、随意契約とせざるを得ない。	
登記印紙の製造	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	独立行政法人国立印刷局 東京都港区虎ノ門2-2-4	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号 すき入紙製造取締法(昭和22年12月4日法律第149号)に おいて、「政府、独立行政法人国立印刷局又は政府の許可を 受けた者以外の者は、これを製造してはならない」とされてお り、契約業者のほかには許可を受けた者がいないことから、競争 を許さないため。	141,862,927	すき入紙製造取締法(昭和22年12月4日法律第149号) において、「政府、独立行政法人国立印刷局又は政府の 許可を受けた者以外の者は、これを製造してはならない」 とされており、契約業者のほかには許可を受けた者がいない ことから、競争を許さないため。	単価契約
印鑑証明書用紙28,280,000枚 登記事項証明書等用紙295,872,500枚 地図証明書等用紙5,387,000枚 印刷請負	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年5月29日	凸版印刷(株) 東京都台東区台東1-5-1	会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第13条第1項第1号 印鑑証明書及び登記事項証明書等の各種証明書用紙として 使用する専用紙(地紋紙)については、平成16年度に企画競 争を行い、偽造・変造防止技術や製造コスト等を総合的に評 価して契約の相手方を選定しているところであり、当該印刷に 当たっては、偽変造対策として、「電子透かし」という特殊な技 術を用いている。なお、当該技術は、契約の相手方が保有す る特許技術に係るものであり、証明書用紙については、高い セキュリティが求められることから、同技術を有する契約の 相手方以外には請け負うことができないため。	715,123,131	印鑑証明書及び登記事項証明書等の各種証明書用紙とし て使用する専用紙(地紋紙)については、平成16年度に企 画競争を行い、偽造・変造防止技術や製造コスト等を総合 的に評価して契約の相手方を選定しているところであり、 当該印刷に当たっては、偽変造対策として、「電子透かし」 という特殊な技術を用いている。なお、当該技術は、契約 の相手方が保有する特許技術に係るものであり、証明書 用紙については、高いセキュリティが求められることか ら、同技術を有する契約の相手方以外には請け負うことが できないため。	単価契約

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
法務図書館・判例情報システム保守料 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	松下電器産業㈱パナソニック システムソリューションズ 社 横浜市港北区綱島東4-3-1	会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号 契約の相手方は、当該システムの開発を行ったものであり、 保守業務等を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方の みであるため。	4,698,750	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を 許さないため。	
日本行政区画便覧 追録 各号759部	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本加除出版㈱ 東京都豊島区南長崎3-16-6	再販売価格が維持されている場合及び供給元がーの場合に おける出版元等からの書籍購入(会計法第29条の3第4項、 特例政令第13条第1項第1号)	40,730,976	追録の販売は、追録の出版社のみが販売しており、競争 を許さないため。	単価契約
新聞供給 朝日新聞ほか312口	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	再販売価格が維持されている場合及び供給元がーの場合に おける出版元等からの書籍購入(会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号)	18,950,114	再販売価格が維持されている場合及び供給元がーの場合 における出版元等からの書籍購入	単価契約
現行日本法規 追録 各号713部	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月17日	(株)ぎょうせい 東京都杉並区荻窪4-30-16	再販売価格が維持されている場合及び供給元がーの場合に おける出版元等からの書籍購入(会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号)	14,117,208	追録の販売は、追録の出版社のみが販売しており、競争 を許さないため。	単価契約
イントラネット版判例体系2008年版(Ⅰ・ Ⅱ) 140式ほか	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年5月21日	第一法規(株) 東京都港区南青山2-11-17	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さ ないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	9,741,165	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を 許さないため。	
渉外身分関係先判例例総覧 追録215-216号	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年6月6日	日本加除出版(株) 東京都豊島区南長崎3-16-6	再販売価格が維持されている場合及び供給元がーの場合に おける出版元等からの書籍購入(会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号)	1,856,074	追録の販売は、追録の出版社のみが販売しており、競争 を許さないため。	
新判例体系公法編 追録506-510号 各523部 ほか	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年7月16日	新日本法規出版(株) 新宿区市谷砂土原町2-6	再販売価格が維持されている場合及び供給元がーの場合に おける出版元等からの書籍購入(会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号)	5,097,078	追録の販売は、追録の出版社のみが販売しており、競争 を許さないため。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
Web版判例体系(全法編)2008年版 1, 123式ほか	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年6月16日	(株)第一法規 東京都港区南青山1-11-17	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第1号)	31,196,771	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため。	
印鑑カード 193, 500枚	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年7月1日	凸版印刷株式会社 東京都台東区台東1-5-1	印鑑カードは、偽造防止対策等を勘案してこれまで同一仕様のもので使用しており、同カードに貼付するホログラムシートは、特許登録済みの特殊技術を用いて作製されていることから、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算法令第102条の4第3号)	11,987,325	印鑑カードは、偽造防止対策等を勘案してこれまで同一仕様のもので使用しており、同カードに貼付するホログラムシートは、特許登録済みの特殊技術を用いて作製されていることから、競争を許さないため。	
郵便切手類及び印紙	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月18日	有限会社法務弘済会 東京都千代田区霞が関1-1-1	券種ごとの販売価格等が法律により定められており、価格競争の余地がないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	56,979,090	券種ごとの販売価格等が法律により定められており、価格競争の余地がないため。	単価契約
外国人登録証明書用カード 688, 000枚 特殊ホログラム入りインクリボン 1, 376巻	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-9	外国人登録証明書調整システムとの互換性を有する物品を供給できるのは契約の相手方1社であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号)	135,088,800	外国人登録証明書調整システムとの互換性を有する物品を供給できるのは契約の相手方1社であり、競争を許さないため。	
外国人登録証明書用ホログラムシール 684, 500枚	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年7月16日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	製造に当たって使用される特殊な技術は特許登録されており、ホログラムシールについては、同技術の共同開発者である日本電気(株)を介してしか購入できないため。(会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	16,961,910	製造に当たって使用される特殊な技術は特許登録されており、ホログラムシールについては、同技術の共同開発者である日本電気(株)を介してしか購入できないため。	
後納郵便料	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する規定に基づき、日本郵政公社のほかに一般信書郵便事業を営むための許可を受けて売る者がいないことから、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	43,073,943	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほかに一般信書郵便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
中央合同庁舎6号館水道料金	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	67,502,679	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
法務総合研究所浦安総合センター水道料金	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	千葉県水道局 千葉市中央区市場町1-1	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	13,989,807	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
後納郵便利用契約	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	郵便事業株式会社丸の内支店 東京都千代田区丸の内2-7-2	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,101,060	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか(一)一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため。	単価契約
放送受信契約	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,464,030	放送法第32条の規定により、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、同協会とその放送の受信についての契約をしなければならないため。	
新聞購読契約12紙	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	6,007,176	再販売価格維持制度により価格競争の余地がなく、また指定する納入場所に納入できる業者が他にないため。	単価契約
時事ゼネラルニュース情報供給契約1式	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	39,312,000	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため	
ラヂオプレスニュース情報供給契約1式	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	財団法人ラヂオプレス 東京都新宿区若松町33-8	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	30,465,000	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため	
ファクティバ・ドットコム情報供給契約1式	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	ロイター・ジャパン株式会社 東京都港区虎ノ門4-3-13	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	7,525,656	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
AFPニュース情報供給契約 1式	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	株式会社時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	5,985,000	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため	
アット・ニフティ情報供給契約 1式	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	ニフティ株式会社 東京都品川区南大井6-2-6-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,193,982	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため	単価契約
海外リスク情報供給契約 1式	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	株式会社共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,890,000	契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、競争を許さないため	
ガス供給契約	支出負担行為担当官代理 大阪矯正管区法務事務官 遠藤 恵介 大阪矯正管区 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 ガス事業法第2条第7項及びガス事業法施行規則第3条に基づくガス自由化の対象となる年間のガス供給量が10万m ³ 未満であるため。	4,760,503	現状では年間使用量が10万m ³ を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約
ガス供給契約	支出負担行為担当官 宮城刑務所長 小林信紀 宮城刑務所 仙台市若林区古城2-3-1	平成20年4月1日	仙台市ガス局 仙台市宮城野区幸町5-13-1	会計法第29条の3第4号 予算決算及び会計令第102条の4第3号 ガスを安定的に供給することが可能な事業者は契約相手方のみであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため	8,362,081	現状では年間使用量が10万m ³ を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約
ガス供給契約	支出負担行為担当官 福島刑務所長 福地 美恵子 福島刑務所 福島市南沢又字上原1	平成20年4月1日	福島ガス(株) 福島市矢刻4-35	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 ガスを安定的かつ継続的に供給できる者は、契約の相手方以外にないため	15,219,000	現状では年間使用量が10万m ³ を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名 : 法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
ガス供給契約	支出負担行為担当官 府中刑務所長 村上 清正 府中刑務所 東京都府中市晴見町4-10	平成20年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	会計法第29条の3第4号 予算決算及び会計令第102条の4第3号 年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を 満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に 基づくガス事業者と契約せざるを得ないため	6,370,564	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約
ガス供給契約	支出負担行為担当官代理 横浜刑務所処遇部長 佐々木 久男 横浜刑務所 神奈川県横浜市港南区港南4-2-2	平成20年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	会計法第29条の3第4号、予算決算及び会計令第102条の4第 3号 年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を 満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に 基づくガス事業者と契約せざるを得ないため	4,355,654	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約
ガス供給契約	支出負担行為担当官 岐阜刑務所長 有村 正広 岐阜刑務所 岐阜県岐阜市則松1丁目36番地	平成20年4月1日	東邦瓦斯㈱岐阜支店 岐阜県岐阜市加納坂井町2 番地	会計法29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 ガス供給について、安定かつ継続的に供給できる者がいない ため	5,215,678	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約
ガス供給契約	契約担当官 名古屋刑務所長 高橋 裕紀 名古屋刑務所 愛知県西加茂郡三好町ひばりヶ丘1-1	平成20年4月1日	東邦ガス(株)豊田営業所 愛知県豊田市挙母町5丁目 64番地	会計法第29条の3第4 号 予算決算及び会計令第102条の4第3号 年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件 を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定 に基づくガス事業者と契約せざるを得ないため。	5,979,731	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約
ガス供給契約 (名古屋刑務所岡崎拘置支所)	契約担当官 名古屋刑務所長 高橋 裕紀 名古屋刑務所 愛知県西加茂郡三好町ひばりヶ丘1-1	平成20年4月1日	東邦ガス(株)岡崎営業所 愛知県岡崎市久後崎字 本郷53	会計法第29条の3第4 号 予算決算及び会計令第102条の4第3号 年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を 満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に 基づくガス事業者と契約せざるを得ないため	2,204,623	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
ガス供給契約	支出負担行為担当官代理 京都刑務所処遇部長 杉本 令二 京都刑務所 京都府京都市山科区東野井ノ上町20	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪府大阪市中央区 平野町4丁目1番2号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 ガス事業法第2条第7項及びガス事業法施行規則第3条に基 づくガス自由化の対象となる年間のガス供給量が10万㎡未満 であるため	33,681,845	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約
大阪医療刑務所 ガス供給契約	支出負担行為担当官 大阪医療刑務所長 林 宏輔 大阪医療刑務所 大阪府堺市堺区田出井町8-80	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4丁目 1-2	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 ガス事業法第2条第7項及びガス事業法施行規則第3条に基 づくガス自由化の対象となる年間のガス供給量が10万㎡未満 であるため	10,410,138	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約
ガス供給契約	支出負担行為担当官 神戸刑務所長 川尻 定金 神戸刑務所 兵庫県明石市大久保町森田120	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪府大阪市中央区 平野町4丁目1番2号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 ガス事業法第2条第7項及びガス事業法施行規則第3条に基 づくガス自由化の対象となる年間のガス供給量が10万㎡未満 であるため	4,800,000	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約
ガス供給契約	支出負担行為担当官 神戸拘置所長 大賀 鉄男 神戸拘置所 神戸市北区ひよどり北町2-1	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪府大阪市中央区 平野町4丁目1番2号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 ガス事業法第2条第7項及びガス事業法施行規則第3条に基 づくガス自由化の対象となる年間のガス供給量が10万㎡未満 であるため	4,387,890	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
ガス供給契約	支出負担行為担当官代理 浪速少年院次長 菱田 律子 浪速少年院 茨木市郡山1-10-17	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪府大阪市中央区 平野町4丁目1番2号	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 ガス事業法第2条第7項及びガス事業法施行規則第3条に基 づくガス自由化の対象となる年間のガス供給量が10万㎡未満 であるため	4,909,823	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約
ガス供給契約	支出負担光担当官 広島刑務所長 大島 敬造 広島刑務所 広島市中区吉島町13-114	平成20年4月1日	広島ガス株式会社 広島市南区皆実町2-7-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 ガス事業法第2条第7項及びガス事業法施行規則第3条に基 づくガス自由化の対象となる年間のガス供給量が10万㎡未満 であるため	4,222,604	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約
ガス供給契約 (広島刑務所(尾道刑務支所))	支出負担光担当官 広島刑務所長 大島 敬造 広島刑務所 広島市中区吉島町13-114	平成20年4月1日	広島ガス株式会社 広島市南区皆実町2-7-1	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 ガス事業法第2条第7項及びガス事業法施行規則第3条に基 づくガス自由化の対象となる年間のガス供給量が10万㎡未満 であるため。	4,610,975	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約
ガス供給契約	支出負担行為担当官代理 長崎刑務所総務部長 江口 秋一 長崎刑務所 長崎県諫早市小川町1650番地	平成20年4月1日	九州ガス(株) 長崎県諫早市幸町1-23	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 都市ガス事業者が1社のみであるため	4,827,720	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	単価契約

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
し尿汲取手数料	支出負担行為担当官 徳島刑務所長 狩野 覚 特占め刑務所 徳島市入田町大久200-1	平成20年4月1日	有限会社 井内開発 徳島市国府町芝原字西澤 119-1	会計法第29条の3の4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 当該業務は、産業廃棄物法第7条第11項の規定により、徳島市が営業区域限定して許可をしていることなどから、契約の相手方以外のものと契約を締結することが不可能であり、競争を許さないため	5,243,130	当該業務は、産業廃棄物法第7条第11項の規定により、徳島市が営業区域限定して許可をしていることなどから、契約の相手方以外のものと契約を締結することが不可能であり、競争を許さないため。	単価契約
新聞供給(39部/日)	支出負担行為担当官 東京高等検察庁検事長 大林 宏(東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,756,572	再販売価格制度により価格競争の余地がなく、また指定する納入場所に納入できる業者が他にないため。	
名古屋法務合同庁舎上下水道需給契約	支出負担行為担当官 名古屋高等検察庁検事長 中尾巧 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成20年4月1日	名古屋水道局 名古屋市中区三の丸3-1-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	14,103,522	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
法務総合研究所名古屋支所水道需給契約	支出負担行為担当官 名古屋高等検察庁検事長 中尾巧 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成20年4月1日	名古屋水道局 名古屋市中区三の丸3-1-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,635,532	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
名古屋法務合同庁舎ガス需給契約	支出負担行為担当官 名古屋高等検察庁検事長 中尾巧 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成20年4月1日	東邦瓦斯(株) 名古屋市熱田区桜田町19-18	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	11,286,936	現状では年間使用量が10万m ³ を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
法務総合研究所名古屋支所ガス需給契約	支出負担行為担当官 名古屋高等検察庁検事長 中尾巧 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成20年4月1日	東邦瓦斯(株) 名古屋市熱田区桜田町19-18	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,209,053	現状では年間使用量が10万m ³ を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス需給契約	支出負担行為担当官 広島高等検察庁検事長 松永榮治 (広島市中区上八丁堀2-15)	平成20年4月1日	広島ガス(株) 広島市南区皆実町2-7-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	7,656,000	現状では年間使用量が10万m ³ を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
上下水道需給契約	支出負担行為担当官 広島高等検察庁検事長 松永榮治 (広島市中区上八丁堀2-15)	平成20年4月1日	広島水道局 広島市中区基町9-32	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	5,514,000	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
ガス需給契約 (福岡第二法務総合庁舎分)	支出負担行為担当官 福岡高等検察庁検事長栃木庄太郎ほか 2名 (福岡市中央区舞鶴2-5-30)	平成20年4月1日	西部ガス(株) 福岡市博多区千代1-17-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	8,607,286	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
一般廃棄物処理搬出業務請負契約 (福岡第二法務総合庁舎分)	支出負担行為担当官 福岡高等検察庁検事長栃木庄太郎ほか 2名 (福岡市中央区舞鶴2-5-30)	平成20年4月1日	(財)ふくおか環境財団 福岡市博多区奈良屋町2-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	1,290,480	一般廃棄物収集運搬許可については福岡市の条例で定 められているところ、福岡市では一区域に一業者しか許可 されていないことから相手方以外と契約することが不可能 であり、競争を許さないため。	
仙台法務総合庁舎ガス需給契約	支出負担行為担当官 仙台高等検察庁検事長 大塚清明 (仙台市青葉区片平1-3-1)	平成20年4月1日	仙台市ガス局 仙台市宮城野区幸町5-1 3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	8,211,725	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
仙台法務総合庁舎水道需給契約	支出負担行為担当官 仙台高等検察庁検事長 大塚清明 (仙台市青葉区片平1-3-1)	平成20年4月1日	仙台市水道局 宮城県仙台市太白区南大 野田29-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	4,812,366	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地 方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
札幌第3合同庁舎及び札幌家庭簡易裁判 所庁舎で使用する上下水道需給契約	支出負担行為担当官 札幌高等検察庁検事長 大林 宏 (札幌市中央区大通西12丁目)	平成20年4月1日	札幌市 札幌市中央区大通東11- 23	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	10,537,120	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地 方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
札幌第3合同庁舎及び札幌家庭簡易裁判 所庁舎のじん芥(事業系一般廃棄物)処理 請負契約	支出負担行為担当官 札幌高等検察庁検事長 大林 宏 (札幌市中央区大通西12丁目)	平成20年4月1日	(財)札幌市環境事業公社 札幌市中央区北1条東1丁 目4-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	1,472,806	札幌市から事業系一般廃棄物の収集運搬業務の事業許 可を受けているのは、同社のみであるため。	
ガス需給契約	支出負担行為担当官 高松高等検察庁検事長 有田知徳 (高松市丸の内1-1)	平成20年4月1日	四国ガス(株)高松支店 高松市松福1-3-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	9,877,404	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
水道需給契約	支出負担行為担当官 高松高等検察庁検事長 有田知徳 (高松市丸の内1-1)	平成20年4月1日	高松市水道局 高松市番町1-10-14	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	4,007,995	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地 方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
八王子法務総合庁舎水道需給契約	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 伊藤鉄男 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成20年4月1日	八王子市水道部 東京都八王子市元本郷町 3-24-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	19,476,948	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
横浜法務合同庁舎水道料	支出負担行為担当官 横浜地方検察庁検事正 渡辺 一弘 (横浜市中区日本大通9)	平成20年4月1日	横浜市 横浜市中区山下町246	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	4,801,813	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
横浜法務合同庁舎ガス料	支出負担行為担当官 横浜地方検察庁検事正 渡辺 一弘 (横浜市中区日本大通9)	平成20年4月1日	東京ガス(株) 東京都港区海岸1-5-2 0	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	7,754,333	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
さいたま法務総合庁舎、さいたま地方検察庁大宮分室及び大宮区検察庁の上下水道需給契約 一式	支出負担行為担当官 さいたま地方検察庁検事正 山本修三 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成20年4月1日	さいたま市水道局 埼玉県さいたま市浦和区 針ヶ谷1-18-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	9,894,682	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
さいたま法務総合庁舎、さいたま地方検察庁管内支部及び区検察庁のガス需給契約 一式	支出負担行為担当官 さいたま地方検察庁検事正 山本修三 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成20年4月1日	東京ガス(株) 東京都港区海岸1-5-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	4,949,898	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
千葉第2地方合同庁舎で使用する上水道料	支出負担行為担当官 千葉地方検察庁検事正 増田暢也 (千葉市中央区中央4-11-1)	平成20年4月1日	千葉県水道局 千葉市花見川区幕張町5- 417-24	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	3,699,470	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
千葉第2地方合同庁舎で使用する下水道料	支出負担行為担当官 千葉地方検察庁検事正 増田暢也 (千葉市中央区中央4-11-1)	平成20年4月1日	千葉市 千葉市中央区千葉港1-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	1,996,685	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
千葉第2地方合同庁舎で使用するガス料	支出負担行為担当官 千葉地方検察庁検事正 増田暢也 (千葉市中央区中央4-11-1)	平成20年4月1日	東京ガス(株) 千葉市美浜区幸町1-6- 8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	3,727,708	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
松戸法務総合庁舎で使用するガス料	支出負担行為担当官 千葉地方検察庁検事正 増田暢也 (千葉市中央区中央4-11-1)	平成20年4月1日	京葉瓦斯(株) 千葉県市川市市川南2-8- 8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	3,065,866	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
後納郵便料	支出負担行為担当官 千葉地方検察庁検事正 増田暢也 (千葉市中央区中央4-11-1)	平成20年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	13,654,358	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため。	
ガス供給に関する契約一式	支出負担行為担当官 水戸地方検察庁検事正 勝丸充啓 水戸地方検察局長 吉澤勇治 水戸保護観察所長 清水幸男 (水戸市北見町1-1)	平成20年4月1日	東京瓦斯(株) 茨城県水戸市宮町2-8-14	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	5,245,152	現状では年間使用量が10万m ³ を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス需給契約	支出負担行為担当官 前橋地方検察庁検事正 吉田博視 (前橋市大手町3-2-1)	平成20年4月1日	東京ガス(株) 港区海岸1-5-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,274,896	現状では年間使用量が10万m ³ を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
新潟地方検察庁舎上下水道需給契約	支出負担行為担当官 新潟地方検察庁検事正 幕田英雄 (新潟市中央区西大畑町5191)	平成20年4月1日	新潟市 新潟市中央区学校町通1-602-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,630,000	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
長岡法務総合庁舎上下水道需給契約	支出負担行為担当官 新潟地方検察庁検事正 幕田英雄 (新潟市中央区西大畑町5191)	平成20年4月1日	長岡市 長岡市幸町2-1-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,803,000	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
後納郵便料	支出負担行為担当官 大阪地方検察庁検事正 三浦正晴 (大阪府福島区福島1-1-60)	平成20年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	27,808,000	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため。	
中之島合同庁舎水道需給契約	支出負担行為担当官 大阪地方検察庁検事正 三浦正晴 (大阪府福島区福島1-1-60)	平成20年4月1日	大阪市 大阪府福島区海老江5-3-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	9,813,111	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
ELNETサービス供給契約	支出負担行為担当官 大阪地方検察庁検事正 三浦正晴 (大阪市福島区福島1-1-60)	平成20年4月1日	(株)エレクトロニック・ライブ ラリー 東京都品川区西五反田8- 11-13	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	2,200,000	契約業者は、業務目的を達成するために不可欠な特定の 情報について当庁の要求仕様に基づく情報を提供すること が可能な唯一の者であり、競争を許さないため。	
後納郵便料	支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 戸田信久 (京都市上京区新町通下長者町下る両御 霊町82)	平成20年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関一 丁目3-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	8,663,720	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の 規定に基づき、日本郵政公社のほか(一)般信書便事業を 営むための許可を受けている者がいないことから、競争を 許さないため。	
水道需給契約	支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 戸田信久 (京都市上京区新町通下長者町下る両御 霊町82)	平成20年4月1日	京都市上下水道局 京都市南区東九条東山王 町12	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	2,754,974	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地 方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
ガス需給契約	支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 戸田信久 (京都市上京区新町通下長者町下る両御 霊町82)	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪府中央区平野町4-1 -2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	5,355,732	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス供給	支出負担行為担当官 神戸地方検察庁検事正 杉本一重 (神戸府中央区橋通1-4-1)	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪府中央区平野町4-1-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	4,891,098	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口 供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス 事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
神戸法務総合庁舎で使用する上下水道	支出負担行為担当官 神戸地方検察庁検事正 杉本一重 (神戸府中央区橋通1-4-1)	平成20年4月1日	神戸市 神戸府中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の 4第3号	3,260,818	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地 方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
空調用ガス供給契約	支出負担行為担当官 大津地方検察庁検事正 松井 巖 (大津市京町3-1-1) 支出負担行為担当官代理 大津地方法務局首席登記官 福本由美子 (大津市京町3-1-1) 支出負担行為担当官 大津保護観察所長 吉田 研一郎 (大津市京町3-1-1)	平成20年4月1日	大津市企業局 大津市御陵町3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	4,368,606	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
津法務総合庁舎ガス供給契約一式	支出負担行為担当官 津地方検察庁検事正 濱岡良二 (津市中央3-12)	平成20年4月1日	東邦ガス(株) 名古屋市熱田区桜田町19-18	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,304,101	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
四日市法務総合庁舎ガス供給契約一式	支出負担行為担当官 津地方検察庁検事正 濱岡良二 (津市中央3-12)	平成20年4月1日	東邦ガス(株) 名古屋市熱田区桜田町19-18	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,191,109	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
岐阜法務総合庁舎の空調用ガス需給契約	支出負担行為担当官 岐阜地方検察庁検事正 宮崎雄一 (岐阜市美江寺町2-8)	平成20年4月1日	東邦瓦斯(株) 名古屋市熱田区桜田町19-18	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,305,187	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
金沢法務合同庁舎のガス需給契約 一式	支出負担行為担当官 金沢地方検察庁検事正 伊丹俊彦 (金沢市大手町6-15) 支出負担行為担当官代理 中部公安調査局総務部総務監理官 早坂 茂 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成20年4月1日	金沢市企業局 金沢市広岡3-3-30	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,140,708	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
山口地方検察庁ガス供給契約 1件	支出負担行為担当官 山口地方検察庁検事正 吉川興治 (山口市駅通り1-1-2)	平成20年4月1日	山口合同ガス(株)山口支店 山口市大内御堀1705	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,359,670	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
松江地方法務合同庁舎ガス需給契約	支出負担行為担当官 松江地方検察庁検事正 小林正一 (島根県松江市母衣町50番地)	平成20年4月1日	松江市ガス局 島根県松江市平成町182番地42	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	6,695,000	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス需給契約 (長崎地方検察庁)	支出負担行為担当官 長崎地方検察庁検事正 荒木俊夫 (長崎市万才町9-33)	平成20年4月1日	西部ガス(株) 福岡市博多区千代1-17-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,635,671	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス供給契約	支出負担行為担当官 熊本地方地方検察庁検事正 本多英明 (熊本市京町1-12-11)	平成20年4月1日	西部ガス(株) 熊本市春日2-4-30	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,470,850	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
鹿児島地方法務合同庁舎ガス供給契約	支出負担行為担当官 鹿児島地方検察庁検事正 坂井文雄 (鹿児島市山下町13番10号)	平成20年4月1日	日本ガス(株) 鹿児島市中央町8番地2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,391,134	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス需給契約一式	支出負担行為担当官 宮崎地方検察庁検事正 津熊寅雄 (宮崎市瀬頭2-7-11)	平成20年4月1日	宮崎ガス(株) 宮崎市阿波岐原町野間311-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,936,160	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
那覇第一地方合同庁舎、沖縄法務合同庁舎、沖縄区検(分室)、那覇地検平良支部、那覇地検石垣支部電気需給契約	支出負担行為担当官 那覇地方検察庁検事正 山舖弥一郎 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成20年4月1日	沖縄電力(株) 沖縄県浦添市牧港5-2-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	68,429,470	契約者以外に送電可能な業者がなく、競争を許さないため。	
那覇第一地方合同庁舎上下水道需給契約	支出負担行為担当官 那覇地方検察庁検事正 山舖弥一郎 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成20年4月1日	那覇市上下水道事業管理者 沖縄県那覇市おもろまち1-1-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,019,743	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
那覇第一地方合同庁舎ガス需給契約	支出負担行為担当官 那覇地方検察庁検事正 山舖弥一郎 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成20年4月1日	沖縄ガス(株) 沖縄県那覇市西3-13-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	1,741,341	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
後納郵便契約	支出負担行為担当官 仙台地方検察庁検事正 加澤正樹 (仙台市青葉区1-3-1)	平成20年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,890,260	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため。	
後納郵便料	支出負担行為担当官 山形地方検察庁検事正 稲田伸夫 (山形市大手町1-32)	平成20年4月1日	郵便事業(株) 東京都台東区蔵前1-3-25	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,259,050	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため。	
後納郵便契約	支出負担行為担当官 盛岡地方検察庁検事正 谷川恒太 (盛岡市内丸8-20)	平成20年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,825,275	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため。	
後納郵便料	支出負担行為担当官 秋田地方検察庁検事正 小黒和明 (秋田市山王7-1-2)	平成20年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,534,970	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため。	
庁舎空調用ガス需給	支出負担行為担当官 徳島地方検察庁検事正 田内正宏 (徳島市徳島町2-17)	平成20年4月1日	四国瓦斯(株)徳島支店 徳島市北出来島町1-26-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	2,573,202	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
松山法務総合庁舎空調用ガス需給契約	支出負担行為担当官 松山地方検察庁検事正 浅尾俊久 (愛媛県松山市一番町4丁目4-1)	平成20年4月1日	四国ガス(株)松山支店 愛媛県松山市味酒町1丁目10-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	3,667,169	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
上下水道契約一式	支出負担行為担当官代理 横浜地方法務局 次長 西沢 長 (横浜市中区北仲通5-57)	平成20年4月1日	横浜市水道局	水道法第6条の規定に基づく水道事業を営業者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,174,878	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
上下水道契約一式	支出負担行為担当官代理 横浜地方法務局 次長 西沢 長 (横浜市中区北仲通5-57)	平成20年4月1日	神奈川県企業庁	水道法第6条の規定に基づく水道事業を営業者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,083,368	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
ガス供給契約	支出負担行為担当官代理 横浜地方法務局 次長 西沢 長 (横浜市中区北仲通5-57)	平成20年4月1日	東京ガス(株) 東京都港区海岸1-5-20	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,921,562	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス供給契約一式	支出負担行為担当官代理 宇都宮地方法務局総務課長 高橋仁 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成20年4月1日	北日本ガス(株) 栃木県鹿沼市茂呂2030	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,017,765	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
料金後納郵便役務契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 大阪市中央区谷町二丁目1番17号	平成20年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区霞が関1-3-2	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、郵便事業(株)のほかに一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	6,917,010	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほかに一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため。	
京都地方法務局における空調用ガス供給契約	支出負担行為担当官代理 京都地方法務局総務課長 吉岡慶治 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,599,443	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
水供給契約	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 山野 幸成 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成20年4月1日	神戸市水道局 神戸市中央区加納町6-5-1	水道法第6条の規定に基づく水道事業を営業者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,645,797	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	

平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
料金後納郵便	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 杉山 茂久 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成20年4月1日	郵便事業(株)名古屋中支店 名古屋市中区大須三丁目1番10号	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、郵便事業株式会社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,179,541	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため。	
ガス供給契約一式	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 杉山 茂久 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成20年4月1日	東邦瓦斯(株) 名古屋市熱田区桜田町19番18号	ガス事業法の規定に基づき、当局にガスを供給可能な唯一のガス事業者であるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,573,701	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
水供給契約一式	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 杉山 茂久 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成20年4月1日	名古屋上下水道局 名古屋市中区富士見町4-3	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,717,044	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
ガス供給契約	支出負担行為担当官代理 福井地方務局戸籍課長 長井昭彦 (福井県福井市春山1-1-54)	平成20年4月1日	敦賀ガス(株) 福井県敦賀市1-14-2	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,744,000	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
富山合同庁舎ガスの供給及び使用に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 富山地方務局次長 河原美恵 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成20年4月1日	日本海ガス(株) 富山市城北町2-36	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,454,765	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
富山合同庁舎水供給契約 一式	支出負担行為担当官代理 富山地方務局次長 河原美恵 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成20年4月1日	富山市上下水道局 富山市牛島本町2-1-20	水道法第6条の規定に基づく水道事業を営業者が契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,393,962	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
ガス供給契約一式	支出負担行為担当官代理 岡山地方務局 総務課長 檀垣明美 (岡山市南方1-3-58)	平成20年4月1日	岡山瓦斯(株) 岡山市桜橋2丁目1-1	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,995,068	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
都市ガス供給契約 一式	支出負担行為担当官代理 福岡法務局民事行政部長 浜辺幸二 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成20年4月1日	西部瓦斯(株) 福岡市博多区千代1-17-1	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	8,202,449	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名：法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
水供給契約 一式	支出負担行為担当官代理 福岡法務局民事行政部長 浜辺幸二 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成20年4月1日	福岡市水道局	水道法第6条の規定に基づく水道事業を営業者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,286,164	水道法第6条の規定に基づき、水道事業を営業者(地方公共団体)が契約の相手方のみであるため。	
都市ガス供給契約	支出負担行為担当官代理 長崎地方方法務局首席登記官 芝原芳孝 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成20年4月1日	西部ガス(株) 福岡市博多区千代1-17-1	ガス事業法の規定に基づき、当局にガスを供給可能な唯一のガス事業者であるため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,550,457	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
大分地方方法務局で使用するガス供給契約	支出負担行為担当官代理 大分地方方法務局総務課長 杉 本 了 介 (大分県大分市城崎町二丁目3番22号)	平成20年4月1日	大分瓦斯(株) 別府市北的ヶ浜町5-25	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,065,522	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
弘前支局の都市ガス需給	支出負担行為担当官 青森地方方法務局総務課長 木 村 勉 (青森県青森市長島1-3-5)	平成20年4月1日	弘前ガス(株) 青森県弘前市大字松ヶ枝 1-2-1	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,899,039	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス供給契約一式	支出負担行為担当官 松山地方方法務局長 武下 満 (松山市宮田町188-6)	平成20年4月1日	四国ガス(株) 今治市南大門町2丁目2番地4	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,411,844	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
水供給契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎)	平成20年4月1日	東京都水道局	水道法第6条の規定に基づく水道事業を営業者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	21,990,000	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス供給契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎)	平成20年4月1日	東京ガス(株) 東京都港区海岸1-5-20	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	15,600,000	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
大阪法務局本局水供給契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 大阪市中央区谷町二丁目1番17号	平成20年4月1日	大阪市水道局	水道法第6条の規定に基づく水道事業を営業者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,069,752	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
大阪法務局本局ガス供給契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 大阪市中央区谷町二丁目1番17号	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪府中央区平野町4-1-2	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,460,237	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	

**平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの**

府省名:法務省

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約締結日又は 契約予定時期	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	契約金額	随意契約によらざるを得ない事由	備 考
大阪法務局北大阪支局ガス供給契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 大阪市中央区谷町二丁目1番17号	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,595,204	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
大阪法務局枚方出張所ガス供給契約	支出負担行為担当官 大阪法務局長 高野伸 大阪市中央区谷町二丁目1番17号	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,489,764	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス需給契約	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 山野 幸成 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成20年4月1日	大阪ガス(株) 大阪市中央区平野町4-1-2	ガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,002,864	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス供給契約一式	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局総務課長 古門照憲 (山口県山口市巾着町6-16)	平成20年4月1日	山口合同ガス(株) 山口市下関本町3-1-1	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,941,696	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス供給契約一式	佐賀地方法務局 支出負担行為担当官 佐賀地方法務局長 岩井明広 (佐賀市城内2-10-20)	平成20年4月1日	佐賀ガス(株)佐賀市兵庫 町西瀬1996	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,880,000	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	
ガス供給契約(本局)	支出負担行為担当官 宮崎地方法務局長 阿部利幸 宮崎市旭2丁目1番18号	平成20年4月1日	宮崎ガス株式会社 宮崎市阿波岐原町野間31-1	ガス事業法の規定に基づくガス事業を営業者が契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,245,011	現状では年間使用量が10万㎡を超えていないため、大口供給の要件を満たさず、自由化の範囲外となるため、ガス事業法の規定に基づくガス事業者と契約せざるを得ない。	